

小松島市告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び小松島市会計規則（昭和61年小松島市規則第4号）第38条第1項第2号の規定に基づき、手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項及び小松島市会計規則第38条第2項第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月5日

小松島市長 中山 俊 雄



1 委託事務

小松島市指定ごみ袋手数料収入の徴収事務

2 歳入の種類

一般廃棄物処理手数料

3 委託により徴収する区域

小松島市及び隣接する市町

4 受託した者の所在地及び名称

小松島市神田瀬町10番1号 鶴田屋合資会社

5 委託する期間

令和3年7月12日から令和4年6月30日まで

ただし、市と受託者との契約に基づき当該契約を引き続き締結する場合は、当該契約が解除された場合を除き、委託期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

6 委託契約書の写し

別紙のとおり